

令和7年4月1日以降に育児休業を取得予定の方へのお知らせ

就労要件で入園している方が、下のお子様の出産により仕事を休む場合の手続きについてお知らせします。所定の手続きにより、保護者が育児休業中であっても一定の期間保育園を継続して利用することができます。継続利用できる期間は育児休業の取得期間により異なりますので、以下の内容を参照の上、必要書類をご提出ください。また、令和7年度より育児休業取得中の在園児の保育時間（保育の必要量）は、原則「保育短時間」となります。

ただし、ご家族の健康上の理由など、8時間以上の保育が必要だと市が認めた場合は、保護者の申し出に応じて、「保育標準時間」に変更することができます。また、育児休業中に下のお子様が入園した場合は、入園後契約どおり1カ月以内に復職することを条件としており、復職後の勤務時間が概ね6時間を超える場合は「保育標準時間」となります。その場合、在園児も下のお子様の認定区分に合わせて「保育標準時間」となります。なお、母親の産前・産後休暇期間中についても原則「保育標準時間」とします。

●**育児休業とは**……いわゆる育児・介護休業法に基づき事業所が定める育児休業制度のことで、社則・就業規則などに規定されているものです。

●**保育短時間とは**……1日最大8時間の中で必要となる保育時間です。（各園で預かり時間の設定あり）

●**保育標準時間とは**……1日最大11時間の中で必要となる保育時間です。（各園で預かり時間の設定あり）

※自営業の方が、お子さんの育児のため通常の就労時間や日数どおりに就労を行っていない期間も「育児に伴う休業」として取り扱います。（最長、出産日から2年間）（令和7年度の入園案内 p15 参照）

※市内認可保育園については、令和7年度の入園案内 p35～38 に各園の預かり時間の記載があるのでご参照ください

※短時間認定を受けた場合でも、預かり時間を超えて預ける場合は延長保育料が掛かりますのでご了承ください

1. 預かり期間

- ・育児休業中に在園中のお子様をお預かりできる期間は、原則、以下のとおりとなります。

育児休業取得の状況	利用可能期間
父母のいずれかまたは同時に育児休業を取得する場合	育児休業の終了する日の属する月の月末まで

2. 提出書類

- (1)「育児休業（予定）届」…別添の届出書に必要事項を記載の上ご提出ください
- (2)「就労証明書」…国様式で育児休業取得(予定)期間の記載のある証明書をお取り寄せください
- (3)「母子手帳(写し)」…下のお子様の出生日が記載されたページの写しをご提出ください

3. 提出期限

令和7年4月以降に育児休業を取得（継続）予定の方は、**育休取得(予定)月の10日までに**市役所宛に届出をお願いします。（就労証明書の提出が遅れる場合は、その旨明記の上後日提出をお願いします）

4. ご注意ください

育休から復職後、復職証明書をご提出いただきます。上記1の利用可能期間を超えて復職していないことが判明した場合には退園となります。（**育休延長を希望する場合は改めて書類の提出が必要です**）

【お問い合わせ】

三鷹市 子ども政策部 保育園入所 認定係 TEL 0422-29-9673（直通）